

別紙

「しまくとぅば県民運動関連製品等」使用承諾条件書

【しまくとぅば県民運動製品】

- ① しまくとぅば県民運動ロゴ                      ② しまくとぅば普及ソング（音声・映像）  
③ しまくとぅばガイドブック                      ④ しまくとぅば読本

本書は、上記に示された「しまくとぅば県民運動関連製品等（以下「関連製品等）」を使用させるにあたって、沖縄県の許諾条件を明記したものである。

1 禁止事項

「関連製品」について以下の行為を一切禁止する。

- (1) 公序良俗に反する使用や有償で使用すること。
- (2) 沖縄県に無断で、配付、貸付、転載、放送、ネットワーク上へアップロード等（以下「配付等」）すること。
- (3) 第三者へ譲渡、販売、若しくは担保に供し、又はこれらに類する一切の行為を行うこと。
- (4) 二次的著作物を作成すること。
- (5) その他沖縄県が不適切と判断する行為を行うこと。

2 使用条件

- (1) 本書の内容を承諾することを条件とし、沖縄県より使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）のみに「関連製品等」を「配付等」する権利を許諾する。
- (2) 「関連製品等」の著作権は沖縄県に帰属する。本書は、これらの権利を沖縄県が「使用者」へ譲渡することを規定するものではない。

3 「関連製品等」の第三者への貸付・配付

- (1) 「使用者」は、沖縄県に事前に許可を得た上で、「関連製品等」を第三者へ「配付等」をすることができる。この場合「使用者」は、「配付等」にあたって第三者から対価を徴収してはならない。
- (2) 「使用者」は、第三者へ「関連製品等」を「配付等」をするにあたって、本書に定める条件等を第三者にも同様に課するものとし、必要に応じて取り決めを定めなければならない。
- (3) 「使用者」から「配付等」を受けた第三者が本書の項目に違反したとき、又は著作権やその他知的財産権を侵害したときは、「配付等」を行った「使用者」が責任をもって解決するものとする。

4 その他

- (1) 本書の効力は、「使用者」が沖縄県より「関連製品等」の使用承諾を受けた時点で発生するものとする。
- (2) 「使用者」が本書の項目に違反したとき、又は著作権やその他の知的財産権を侵害したときは、沖縄県は「使用者」の「関連製品等」の使用を禁止し、それによって生じた損害を「使用者」に請求できるものとする。

以上

「しまくとぅば県民運動関連製品等」使用承諾申請書

平成 年 月 日

沖縄県文化観光スポーツ部  
文化振興課長 殿

申請者 団体・個人名：  
代表者名： 印  
担当者：  
住 所：  
TEL： /FAX：

下記により、「しまくとぅば県民運動関連製品等」の使用承諾をお願いします。

記

|      |                      |     |  |
|------|----------------------|-----|--|
| 使用目的 |                      |     |  |
| 借用期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで |     |  |
| 使用内容 |                      |     |  |
| 資料名  |                      | 数 量 |  |
| 備 考  | 別紙資料 あり・なし           |     |  |

※留意事項

- (1) 資料を上記「使用目的」以外に使用しないこと
- (2) 別紙「しまくとぅば県民運動関連製品等使用許諾条件書」の記載内容を遵守すること。
- (3) 資料の梱包または輸送、借用期間の保存管理については、申請者が一切の責任を負うものとし、紛失あるいは損傷を与えた場合は、借用開始時の状態へ回復すること。
- (4) 資料の運搬その他費用を要する場合は、申請者が負担すること。